

第6章 届出制度について

1. 事前届出

都市再生特別措置法第 88 条又は第 108 条の規定に基づき、本計画区域（都市計画区域）内の都市機能誘導区域外又は居住誘導区域外で以下の行為を行う場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。

（1）都市機能誘導区域外における届出の対象となる行為

本計画区域内の都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合には、市長への届出が義務付けられます。

図表 6-1 届出の対象となる施設・届出の必要となる区域

届出対象施設		届出が不要な区域	届出が必要な区域	
病院	・二次救急輪番制参加病院	・中心地区	左記を除く、 都市機能誘導区域	本計画区域内の 都市機能誘導区域外
高等学校	・学校教育法及びその他関係法令等	・中心地区 ・学園地区 I・II ・南大町地区 ・中野地区	左記を除く、 都市機能誘導区域	
大学				
大学附属の 小学校・中学校	・学校教育法及びその他関係法令等 ・国立大学法人法第 23 条			
高齢者 健康増進施設	・65 歳以上を対象 ・健康増進施設認定規程及び同規程に準ずる施設	・中心地区	左記を除く、 都市機能誘導区域	
店舗面積 1,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下の生鮮食品を扱う店舗	・大規模小売店舗立地法による店舗面積が 1,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下の生鮮食品を扱う店舗	・中心地区 ・地域拠点 (12 地区)	左記を除く、 都市機能誘導区域	
店舗面積 10,000 m ² を超える店舗	・大規模小売店舗立地法による店舗面積が 10,000 m ² を超える店舗（複合型や SC 型を含む）	・中心地区 ・城東北地区	左記を除く、 都市機能誘導区域	
博物館相当施設	・博物館法第 2 条第 1 項 ・博物館法第 29 条	・中心地区	左記を除く、 都市機能誘導区域	

※都市計画区域外は、本計画の対象外（届出不要）となります。

※4 誘導施設の立地は、用途地域による建築物の用途に基づきます。

(2) 居住誘導区域外における届出の対象となる行為

本計画区域内の居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、居住誘導区域外で行われる一定規模以上の建築行為又は開発行為には、市長への届出が義務付けられます。

図表 6-2 届出の対象となる行為・届出の必要となる区域

届出対象行為		届出が不要な区域	届出が必要な区域
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ・ 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 	居住誘導区域	本計画区域内の居住誘導区域外
建築行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 		

※都市計画区域外は、本計画の対象外（届出不要）となります。